

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

〔官署所在地〕

		見直し後の最終的な地域区分						
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)	その他 (0%)
現行の地域区分	特別区 (12%)	特別区						
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、府中市、調布市、横浜市、川崎市 神奈川県 名古屋市 大阪府 高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市 神奈川県 横須賀市 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市	大阪府 岸和田市		
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市	神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
	乙地 (3%)		埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、日野市 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街道市 東京都 青梅市、東村山市、あきる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県 大津市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、越谷市、戸田市、朝霞市 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	
	丙地 (0%)		茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、豊南市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、杉戸町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 岐阜県 岐阜市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市 静岡県 焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、みよし市、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津川市 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、糸島市、福津市、宇美町、粕屋町	すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 15 年 4 月 2 日から 24 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した場合等は、平成 24 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

[官署が所在しない地域等]

		見直し後の最終的な地域区分						
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)	その他 (0%)
現行の地域区分	特別区 (12%)							
	特甲地 (10%)				東京都 小金井市	神奈川県 逗子市 大阪府 忠岡町		
	甲地 (6%)							
	乙地 (3%)				千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 座間市、綾瀬市 大阪府 摂津市、大東市 広島県 府中町	埼玉県 蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 兵庫県 川西市	東京都 東大和市 京都府 長岡京市 奈良県 生駒市 福岡県 飯塚市	北海道 小樽市 静岡県 熱海市、伊東市 山口県 下関市 福岡県 久留米市
	丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 愛川町 大阪府 島本町 奈良県 川西市	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、坂東市、境町、五霞町、下妻市、八千代町、結城市、桜川市 栃木県 日光市、さくら市、壬生町、下野市、栃木市、真岡市、野木町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、渋川市、榛東村、桐生市、みどり市 埼玉県 嵐山町、滑川町、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田市、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉見町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、深谷市、桶川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、二宮町、箱根町 富山県 南砺市 山梨県 身延町、南部町、富士河口湖町 長野県 大町市、筑北村、上田市、下諏訪町、岡谷市、飯田市、伊那市 岐阜県 坂祝町、関市、可見市、土岐市、各務原市、笠松町、羽島市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町 静岡県 小山町、裾野市、島田市、長泉町、清水町、川根本町、藤枝市、森町、湖西市、函南町 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、蟹江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川越町、亀山市、木曾岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南山城村 大阪府 岬町、河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、明日香村、吉野町、菅原村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 山口県 岩国市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市	すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。